

国立大学法人和歌山大学知的財産管理室管理運営要項

制 定 平成17年 3月18日

法人和歌山大学規程第 398号

最終改正 平成29年 5月18日

(趣旨)

第1 国立大学法人和歌山大学知的財産規程第3条の2第2項に基づき、国立大学法人和歌山大学知的財産管理室（以下「管理室」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2 管理室は、知的財産活動の推進及び知的財産管理体制の充実を図ることを目的とする。

(業務)

第3 管理室の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における知的財産の指針に基づくルール策定
- (2) 知的財産創出・取得・管理・活用
- (3) 知的財産の情報提供
- (4) 研究成果・秘密情報の保護
- (5) 知的財産に関する啓蒙活動
- (6) その他知的財産に関する事項

第4 管理室は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 産学連携イノベーションセンター長
- (2) 産学連携イノベーションセンター専任教員 1名
- (3) 研究・社会連携課知的財産担当職員 1名
- (4) その他管理室が必要と認めた者

第5 管理室に、室長を置き、産学連携イノベーションセンター長をもって充てる。

2 室長は、管理室の業務を総理する。

(顧問等)

第6 管理室に企画管理運営面から協力・支援を行うための知的財産顧問及び知的財産アドバイザーを置くことができる。

2 知的財産顧問及び知的財産アドバイザーに関し必要な事項は、別に定める。

(室員会議)

第7 室長は、知的財産の管理運営に関する事項の審議及び連絡調整を行うために室員で構成する会議（以下「室員会議」という。）を開催する。

2 室長は、必要に応じ室員以外の者を室員会議に出席させることができる。

3 室員会議は、室員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務)

第8 管理室の事務は、研究・社会連携課において処理する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日より施行する。

附 則（平成19年6月1日一部改正：法人和歌山大学規程第639号）

国立大学法人和歌山大学知的財産管理室管理運営要項

この改正要項は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第823号）

この改正要項は、平成20年6月30日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1053号）

この改正要項は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1276号）

この改正要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1666号）

この改正要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1928号）

この改正要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月18日一部改正：法人和歌山大学規程第1981号）

この改正要項は、平成29年5月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。